

一般財団法人本多流生弓会／「倫理委員会規程」

(目的)

第1条 此の規程は、一般財団法人本多流生弓会（以下「本会」という）倫理規程第5条2項の規定により、これを定める。

(倫理委員会の選任)

第2条 理事長は、理事会の承認を経て会員の中から倫理委員会委員を選任し、倫理委員会を設置することができる。

(倫理委員会委員長の選出)

第3条 倫理委員会は、倫理委員会委員の互選により委員長を選出する。

(倫理委員会の業務)

第4条 倫理委員会は、倫理規程に違反した本会関係者を証拠及び証言に基づいて調査し、処分を決めるに際しては、公正を期するため当事者の弁明の機会を設けるものとする。

(倫理委員会の報告)

第5条 倫理委員会は、処分の内容を理事会に文書で報告する。

(報酬)

第6条 倫理委員会委員は、無報酬とする。

(任期)

第7条 倫理委員会委員長が理事会に報告し、処分が確定した時に委員会は解散する。

(倫理委員会委員の解任)

第8条 選任された倫理委員会委員が、倫理規程に違反した本会関係者と利害関係者であると判明した場合は、理事長は理事会の承認を経て解任する。

(附則)

第9条 この規程は、平成30年12月8日から施行する。